

# 令和 9 年度 予算概算要求等の概要

## 目 次

- ・ I 予算概算要求の概要 . . . . . 1
- ・ II 機構定員要求の概要 . . . . . 5
- ・ III 税制改正要望の概要 . . . . . 5

令和 8 年 8 月

個人情報保護委員会

# I 予算概算要求の概要

## <令和9年度予算概算要求額総括表>

(単位：百万円)

|                                    | 8年度<br>予算額 | 9年度<br>概算要求額 | 比較<br>増減額 |
|------------------------------------|------------|--------------|-----------|
| 個人情報保護委員会<br>合 計                   | 3,573      | 3,943        | 370       |
| 1. 個人情報保護法の円滑かつ適切な運用等              | 198        | 214          | 16        |
| 2. 個人情報及び特定個人情報の取扱いにおける安心・安全の確保    | 343        | 367          | 25        |
| 3. 国際連携の強力な推進                      | 207        | 250          | 43        |
| 4. デジタル社会における個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発 | 147        | 284          | 137       |
| 5. 個人情報保護委員会の運営等                   | 2,679      | 2,828        | 149       |

注1) 四捨五入の関係で計数は必ずしも一致しない。

注2) 政府情報システム経費 1,098 百万円 (8 年度予算額)、858 百万円 (9 年度概算要求額) は、デジタル庁に一括計上。

注3) 政府が行っている「補助金の見直し」に関して、当委員会では、「世界プライバシー会議分担金」及び「アジア太平洋プライバシー機関年会費」を支出しているところ、これらは国際機関に加入し相応の役割を果たすために必要な義務的経費等であるため、必要額を9年度概算要求額に計上している。

| 区 分                  | 令和 8 年度<br>予 算 額 | 令和 9 年度<br>要求・要望額 | 比 較<br>増 減 額 | 増減率    |
|----------------------|------------------|-------------------|--------------|--------|
| 個人情報保護委員会<br>関 係 予 算 | 3, 573 百万円       | 3, 943 百万円        | 370 百万円      | 10. 4% |

## 1. 個人情報保護法の円滑かつ適切な運用等 214 百万円（16 百万円増）

個人情報等を取り扱う各主体における個人情報保護法の円滑かつ適切な運用を確保するための各種施策に取り組む。

令和 8 年改正法※の円滑な施行に向けて、有識者やステークホルダーの意見を十分に踏まえながら、関係する政令・委員会規則・ガイドライン等の整備を進めるとともに、令和 8 年改正法の積極的な周知に取り組む。

また、デジタル社会の進展やAIの急速な普及を始めとした関連技術の飛躍的な進展による個人情報等を取り巻く環境の急速な変化に適切に対応するため、最新の技術動向の調査や検討を行い、外的環境の変化に即応した個人情報保護制度の円滑かつ適切な運用につなげる。

- ◇ 令和 8 年改正法の周知及び民間事業者の自主的な取組や地方公共団体における個人情報等の適切な取扱いを促進するための研修会等の実施
- ◇ 個人情報等の適正な取扱いに関する諸外国の法制度や、個人情報等を取り巻く最新の技術や産業の動向把握
- ◇ データ保護と利活用の両立を実現するための PETs（プライバシー強化技術）等の新興技術に関する調査
- ◇ 民間事業者における個人情報等のデータガバナンスを確保するための方策の検討
- ◇ 行政機関等における個人情報等の適切な取扱い及び利活用の促進のための調査・検討

等

※個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 56 号）

## **2. 個人情報及び特定個人情報の取扱いにおける安心・安全の確保**

**367 百万円（25 百万円増）**

個人情報及び特定個人情報の漏えい等事案の報告に対して、同種の事案が起きないように必要な指導・助言、勧告等の監視・監督権限を行使することや、不断の監視等により発覚した不適正な取扱事案について、適時適切に監視・監督権限を行使することにより、国民の安心・安全を確保する。

- ◇ 監視・監督権限の行使等の手法改善・高度化及び監視・監督権限の行使等の判断に資する事業者等の時機に応じた実態把握
- ◇ 個人データの第三者提供を行う事業者等における個人情報の取扱いに関する実態把握
- ◇ 漏えい等事案の報告に対するセキュリティ専門機関も活用した適切な対応並びに個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する最新技術への対処のための実態把握・人材育成
- ◇ 監視・監督システムによる情報提供ネットワークシステムの監視を適切に実施し、特定個人情報の不適正利用を早期発見・抑止
- ◇ 地方公共団体に対し、個人情報及び特定個人情報の紛失・漏えい事故が発生した想定で初動対応訓練を実施

等

## **3. 国際連携の強力な推進**

**250 百万円（43 百万円増）**

信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust : DFFT）の推進及び具体化のため、事業者が個人情報を安全・円滑に越境移転することができ、また、そのニーズ等に応じて最適な越境移転スキーム（相互認証の枠組み<sup>※1</sup>、国際的な企業認証制度<sup>※2</sup>、モデル契約条項<sup>※3</sup>（Model Contractual Clauses : MCC））を選ぶことができる国際環境の構築を目指し、越境移転ツールの整備やその普及を促進する。

さらに、関係各国及び地域のデータ保護機関との国境を越えた執行協力体制の強化に取り組むとともに、最新の国際動向の把握と情報発信に努める。

- ◇ 国際的な企業認証制度であるグローバル CBPR（Cross Border Privacy Rules）システムの参加国・地域の拡大と認証企業数の増加を目的とした普及啓発活動及びグローバルな MCC の実現に向けた調査
- ◇ アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム日本開催に向けた調査・準備
- ◇ 国際機関等への参画を通じた関係各国及び地域との協力関係の構築及び強化

等

- ※1：我が国と実質的に同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有する外国（国又は地域）との相互の円滑な個人データ移転の枠組み
- ※2：一定の個人データの保護要件を満たしている企業を国際的に認証する制度
- ※3：越境移転された個人データの保護水準を維持するために必要な措置の実施項目がモデルとして整理された契約条項

#### **4. デジタル社会における個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発**

**284 百万円（137 百万円増）**

令和8年改正法の円滑な施行のため、改正法の内容について広く周知する。

監視・監督活動や相談対応等を通じて把握した課題について注意喚起や情報発信を行うとともに、消費者・生活者を始めとして、広く国民を対象に、個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発活動を公式 SNS 等を含む多様な媒体により、積極的に展開する。

- ◇ 令和8年改正法の趣旨や内容等に関する分かりやすい資料を作成・公表し、積極的に周知啓発
- ◇ 行政機関、地方公共団体、民間事業者や関係団体とも緊密に連携し、法制度の意義や個人情報の取扱いについて、各主体の研修機会での情報提供や解説動画の配信等、多様な媒体を用いた周知啓発
- ◇ 出前事業の実施、デジタル社会の進展と調和した教育コンテンツ（教材及びマニュアル）の周知及び作文コンクールの実施

等

#### **5. 個人情報保護委員会の運営等**

**2,828 百万円（149 百万円増）**

個人情報保護委員会の運営に必要な人件費・事務運営経費

- ◇ 「個人情報保護政策に関する懇談会」を開催し、広く各界の有識者やステークホルダーとの意見交換を通じた相互理解の促進及び国内外における個人情報等の保護・利活用や関連技術の動向等の把握

等

## II 機構定員要求の概要

令和 8 年改正法の円滑な施行に向けて、個人情報を含むデータの利活用に対する需要の高まりに適切に対応するとともに、個人情報の違法な取扱いにより個人の権利利益が侵害されるリスクへの対応を強化するため、以下の体制の強化を実施する。

- ◇ PETs 等の技術的観点に加え、事業者等のデータガバナンス体制の確立等の観点から、個人情報保護政策の在り方を調査・検討する体制の強化
- ◇ 令和 8 年改正法により導入される課徴金制度の円滑な施行を始め、個人情報の取扱いに係る悪質な違反行為を実効的に抑止するための監視・監督体制の強化

### 1. 機構要求

企画官 2 名を要求

### 2. 定員要求

15 名の新規増員要求

## III 税制改正要望の概要

令和 8 年改正法により導入される課徴金制度の新設を踏まえ、同制度の趣旨に鑑み、課徴金及びその延滞金について、損金・必要経費に算入しないこととする。[法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税]